

若年技能者の育成・技能継承をお考えの事業主・教育機関の皆さまへ

令和8年度「マイスター派遣事業」のご紹介

若年技能者の育成・確保を図るため、令和8年度においても建設業や製造業の分野で優れた技能と経験を持つ「ものづくりマイスター」を、無料で、中小企業・団体や工業高校等学校での実技指導、小中学校等での体験教室等に派遣します。今回はその事業概要についてお知らせしますので、お気軽にご相談ください。

01 中小企業又は業界団体等への派遣

- ① 指導対象者は、概ね15歳から35歳未満の若年技能者。なお、必要と認められる場合には、35歳以上の者を含めることも可能
- ② 指導レベルは、技能検定2～3級程度のレベル。また、高レベルの指導が求められる場合には、指導内容に応じて柔軟に対応することも可能
- ③ 指導回数は、受講者1人当たり、20回まで(例外あり)
※なお、実施に当たり、派遣指導実績の有無は問わない。



企業での実技指導の様子(電気溶接)

02 工業高校等学校及び専修学校・各種学校等(公立職業能力開発施設を除く)への派遣

- ① 学校名、課程名、コース名にかかわらず、建設業及び製造業への就職を目指す生徒・学生を対象。なお、生徒と同時に教師を指導することも可能
- ② 指導レベルは、技能検定3級程度のレベル。また、高レベルの指導が求められる場合には、指導内容に応じて柔軟に対応することも可能
- ③ 指導回数は、受講者1人当たり、10回まで(例外あり)。なお、上限回数の範囲内であれば、異なる時期、別の職種(作業を含む)に分けて指導することも可能



工業高校での実技指導の様子(機械加工(フライス盤))

03 小中学校等でのものづくり体験教室等への派遣

- ① 対象は、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等
- ② 実施単位は、原則として小中学校等の学年単位。実情によりクラス単位や希望者だけの実施も対応可。学童保育での対応も可能
- ③ 実施回数は、受講者1人当たり、1回
- ④ 実施時間は、1回当たり、3時間まで



小学校での体験教室の様子(畳製作:ミニ畳づくり)

04 不特定多数の方々を対象としたものづくり体験教室等への派遣

指導対象者は、基本的には小中学校等の児童・生徒(工業高校等の学生を除く)及びその保護者等とするが、参加者の年齢が幅広くなる場合は、年齢層に応じて実演・体験内容を用意



公共施設等での体験教室の様子(建具製作:木エバズルづくり)

まずは、宮城県技能振興コーナーまで気軽にお問合せください。

TEL.022-727-5380 FAX.022-727-5381

宮城県技能振興コーナー 🔍

